

会 議 開 催 案 内 （ 公 開 ）

岡山県動物愛護推進協議会を、次のとおり開催します。

なお、会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

令和8年7月13日

岡山県動物愛護推進協議会

1 開催日時

令和8年7月23日（木） 13：30～15：30

2 開催場所

岡山県動物愛護センター

岡山市北区御津伊田2750

3 議題

- ・岡山県動物愛護センターの現状について
- ・岡山県動物愛護推進員の活動について
- ・岡山県動物愛護管理推進計画について

4 傍聴定員

10人

5 傍聴手続

（1）傍聴の受付は当日13：00からで、定員になり次第受付を終了します。

（2）傍聴者は、受付で氏名と住所を記入し、13：20までに会場に入室してください。

6 問い合わせ先

保健医療部生活衛生課 086-226-7338

7 ホームページのアドレス

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-102143.html>

傍 聴 要 領

岡山県動物愛護推進協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻10分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の座長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ協議会の座長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 会場において、携帯電話の使用は禁止とし、電源を切るかマナーモードにしておくこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。